



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年1月20日(金) 第10067号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○解除保安林(森林保全課)	2
○道路の供用開始(道路管理課)	2
○都市計画工業団地造成事業の変更に係る縦覧(都市計画課)	2
公 告	
○都市計画火葬場の決定に係る縦覧(都市計画課)	2

■ 告 示

◎群馬県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年1月20日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除に係る保安林の所在場所 前橋市堀越町2784の3
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月20日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生伊勢崎線	太田市大原町1109番の2地先から同市同1167番の2地先まで	令和5年1月20日

◎群馬県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、玉村都市計画工業団地造成事業を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年1月20日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画工業団地造成事業 高崎玉村スマートIC北地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 玉村町大字上新田及び板井の各一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、藤岡都市計画火葬場の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年1月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画火葬場 藤岡市火葬場
- 2 都市計画の決定年月日 令和4年12月20日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
